

九条第一項第十三号」を「第三十一条第一項第十四号」に改め、同条第二項中「第四十一条第三項」を「第四十三条第三項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前条第一項中「申請書」とあるのは、「届出書」と読み替えるものとする。

第二条の二を第四条とする。

第二条第一項中「第四十一条」を「第四十三条」に、「次に掲げる事項を具して、所轄庁に申請するものとする」を「定款変更の条項及び理由を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならぬ」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第二項中「事項を具して、」を「書類を添付して」に、「するものとする」を「しなければならない」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「を具して、」を「記載した書類を添付して」に、「するものとする」を「しなければならない」に改め、同条を第三条とする。

第一条第一項中「第二十九条」を「第三十一条」に、「第七条」を「第十三条第一項第一号及び第二項第二号、第二十一条第二項第一号及び第二号並びに第三十四条第二項第二号」に、「第二十八条の二」を「第三十条」に、「以下単に「所轄庁」」を「第十条第一項及び第二項を除き、以下「所轄庁」」に、「

するものとする」を「しなければならない」に改め、同条第二項中「するものとする」を「しなければならない」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「一ヶ月」を「一月」に、「添えて」を「添付して」に、「するものとする」を「しなければならない」に改め、同条第五項中「第二十八条の二第二項」を「第三十条第二項」に、「副本二通」を「副本二通」に、「添附するものとする」を「添付しなければならない」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

(法第十九条第一項第四号に規定する厚生省令で定める者)

第一条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)第十九条第一項第四号に規定する厚生省令で定める者は、次のとおりとする。

一 社会福祉士

二 精神保健福祉士

様式第一号中「様式第一号」を「様式第一号(第十四条関係)」に、「~~様~~」を「~~様~~」に、「~~様~~」を「~~様~~」に改め、同様式を様式第二号とし、同様式の前に次の一様式を加える。

様式第一号 (第七条関係)

(表面)

	<p>社会福祉法人検査証 (法第五十六条関係)</p>
--	---------------------------------

(裏面)

<p>第 号</p> <p>平成 年 月 日交付</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"><p>厚生大臣、都道府県 知事、指定都市市長、 中核市市長 印</p></div> <p>職名 氏名</p>	<p>社会福祉法 (抄)</p> <p>第五十六条 厚生大臣又は都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の長は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、社会福祉法人からその業務又は会計の状況に関し、報告を徴し、又は当該職員に、社会福祉法人の業務及び財産の状況を検査させることができる。</p>
---	---

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

(身体障害者福祉法施行規則の一部改正)

第二条 身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条を第一条の三とし、同条の前に次の二条を加える。

(法第四条の二第五項に規定する厚生省令で定める援助)

第一条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「法」という。)第四条の二第五項に規定する厚生省令で定める援助は、訪問等の方法による主として居宅において日常生活を営む身体障害者(以下この条において「身体障害者」という。)又は身体障害者の介護を行う者(以下この条において「介護者」という。)に係る状況の把握、同項に規定する情報の提供及び助言並びに相談及び指導、身体障害者又は介護者と市町村、身体障害者居宅生活支援事業を行う者、身体障害者更生援護施設、医療機関等との連絡及び調整その他の身体障害者又は介護者に必要な援助とする。

(法第四条の二第六項に規定する厚生省令で定める方法)

第一条の二 法第四条の二第六項に規定する厚生省令で定める方法は、要約筆記等とする。

第二条第一項中「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「法」という。)」を「

法」に改める。

第二十条の二の見出し中「身体障害者居宅生活支援事業」を「身体障害者居宅生活支援事業等」に改める。

第二十二條の四を第二十二條の五とし、第二十二條の三の次に次の一條を加える。

(法第三十三條に規定する厚生省令で定める便宜)

第二十二條の四 法第三十三條に規定する厚生省令で定める便宜は、点訳又は手話通訳等を行う者の養成又は派遣、点字刊行物等の普及の促進、視聽覚障害者に対する情報機器の貸出、視聽覚障害者に関する相談等とする。

別表第十三号及び別表第十四号中「辨別力不足」を「辨別力不足」に改める。

(知的障害者福祉法施行規則の一部改正)

第三條 知的障害者福祉法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十六号)の一部を次のように改正する。

第八條を第十一條とし、第七條を第十條とし、第六條を第九條とする。

第五條の見出し中「知的障害者居宅生活支援事業」を「知的障害者居宅生活支援事業等」に改め、同條

中「第十八条第一項」を「第十八条」に改め、同条を第八条とする。

第四条を第七条とし、第三条を第六条とする。

第二条中「第十五条の三第二項」を「第十五条の三第三項」に改め、同条を第五条とし、同条の前に次の二条を加える。

(法第十五条の三第二項に規定する厚生省令で定める便宜)

第三条 法第十五条の三第二項に規定する厚生省令で定める便宜は、入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、社会生活への適応のために必要な訓練、介護方法の指導等とする。

(法第十五条の三第二項に規定する厚生省令で定める施設)

第四条 法第十五条の三第二項に規定する厚生省令で定める施設は、前条に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。

第一条中「知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

(法第四条第六項に規定する厚生省令で定める援助)

第一条 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第四条第六項に規定する厚生省令で定める援助は、訪問等の方法による主として居宅において日常生活を営む知的障害者（以下この条において「知的障害者」という。）に係る状況の把握、同項に規定する情報の提供及び助言並びに相談及び指導、知的障害者又は介護者と市町村、知的障害者居宅生活支援事業を行う者、知的障害者援護施設、医療機関等との連絡及び調整その他の介護を受ける知的障害者又は介護者に必要な援助とする。

別記様式中「~~辨別~~」を「~~辨別~~」に改める。

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第四条 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

「第一章 厚生省令で定める便宜（第一条）」

目次中「第一章 児童相談所（第一条―第六条）」を

「第一章の二 児童相談所（第二条―第六条）」

に改める。

第一章を第一章の二とする。

第五条及び第六条を次のように改める。

第五条 児童相談所の管轄区域は、その区域内に居住する児童数その他社会的環境を考慮して、これを定めなければならない。

第六条 削除

第四条を削り、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条を第二条とし、第一章の二の前に次の一章を加える。

第一章 厚生省令で定める便宜

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第六条の二第五項に規定する厚生省令で定める援助は、訪問等の方法による主として居宅において日常生活を営む身体に障害のある児童若しくは知的障害のある児童（以下この条において「障害児」という。）又はその保護者に係る状況の把握、同項に規定する情報の提供及び助言並びに指導、障害児又は保護者と市町村、児童相談所、児童居宅生活支援事業を行う者、児童福祉施設等との連絡及び調整その他の障害児又は保護者に必要な援助とする。

第七条第一項中「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第二十一条中「第二十一条の五」を「第二十一条の六」に、「第二十一条の六」を「第二十一条の七」に改める。

第三十六条の四中「第三十四条の三第二項」を「第三十四条の三第三項」に改める。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則の一部改正）

第五条 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則（昭和三十六年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第一章 厚生省令で定める便宜等（第一条―第一条の三）

第一章の二 共済契約の締結等（第一条の四―第五条）」

を「第一章 共済契約の締結等（

第一条―第五条）」に改める。

第一章を削り、第一章の二を第一章とする。

第一条の四第二号中「行なわれている」を「行われている」に改め、同条を第一条とする。

(公益質屋法施行規則の廃止)

第六条 公益質屋法施行規則(昭和二年内務省令第三十四号)は、廃止する。

(予防接種法施行規則の一部改正)

第七条 予防接種法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第二号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第二条第三項第五号」を「第二条第三項第九号」に改める。

(児童福祉施設最低基準の一部改正)

第八条 児童福祉施設最低基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則等の一部改正)

第九条 次に掲げる省令の規定中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

一 戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則(昭和二十七年厚生省令第十六号)第二十五条第二項第六号イ

二 老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）附則第二項（見出しを含む。）

三 福祉手当の支給に関する省令の一部を改正する省令（昭和六十年厚生省令第四十九号）附則第三条

（救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準の一部改正）

第十条 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準（昭和四十一年厚生省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第十八条第一項各号」を「第十九条第一項各号」に改め、同条第二項中「社会福祉事業法第十八条第一項各号」を「社会福祉法第十九条第一項各号」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

（苦情処理）

第六条の二 救護施設等は、その行つた処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、その行つた処遇に関し、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関から指

導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

3 救護施設等は、その行つた処遇に関する入所者からの苦情に関して社会福祉法第八十三条に規定する

運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

第九条中「收容する」を「入所させる」に改める。

第十条第一項及び第二項中「被收容者」を「入所者」に改め、同条第三項中「收容する」を「入所させる」に改め、同条第四項第一号ロ及びニ並びに同項第五号中「被收容者」を「入所者」に改める。

第十一条第二項中「被收容者」を「入所者」に改める。

第十二条の見出し中「收容人員」を「入所人員」に改め、同条中「收容する」を「入所させる」に改める。

第十三条から第十六条までの規定中「被收容者」を「入所者」に改める。

第十七条中「收容する」を「入所させる」に改める。

第十八条第一項中「被收容者」を「入所者」に改める。

第十九条第二項中「收容人員」を「入所人員」に改める。